

第3 スプリンクラー設備

「スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準に係る運用について」（平成8年6月11日付消防予第115号。以下「115号通知」という。）、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の運用について」（平成8年9月10日付消防予第175号）及び「ラック式倉庫の防火安全ガイドラインについて」（平成10年7月24日付消防予第119号。以下「119号通知」という。）によるほか、次によること。

1 水源

屋内消火栓設備の基準1を準用すること。

2 加圧送水装置

- (1) 屋内消火栓設備の基準2(1)及び(2)を準用すること。
- (2) 補助ポンプ（配管内の水圧を規定の圧力に保持するためのポンプ）を用いる場合は、屋内消火栓設備の基準4(1)によること。
なお、オにあっては「屋内消火栓設備」を「スプリンクラー設備」に読み替えるものとする。
- (3) 配管をループ配管とした場合の摩擦損失計算は、「スプリンクラー設備等におけるループ配管の取扱いについて」（平成18年3月10日付消防予第103号）によること。
- (4) 放水圧力が1.0MPaを超えないための措置
屋内消火栓設備の基準2(3)（イを除く。）を準用すること。

3 配管

屋内消火栓設備の基準4を準用するほか、次によること。

- (1) 配管口径は、設置されたヘッドの合計個数に応じて次表に定める口径以上とする。
この場合、枝管に取付けるヘッドの数は、原則として片側5個以下とすること。

[流量 80L/min のヘッドの場合]

| | | | | | | |
|------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| ヘッド数 | 2個 以下 | 3個 以下 | 5個 以下 | 10個 以下 | 20個 以下 | 21個 以上 |
| 配管口径 | 25A | 32A | 40A | 50A | 65A | 80A |

[流量 50L/min のヘッドの場合]

| | | | | |
|------|----------|----------|----------|----------|
| ヘッド数 | 3個 以下 | 4個 以下 | 8個 以下 | 9個 以下 |
| 配管口径 | 25A | 32A | 40A | 50A |

(2) 立上り配管の口径は、次表に定める口径以上とすること。

| | | | | |
|--------------|-----------|----------|----------|-------------------------|
| 同時放射 ヘッド数 | 20個 以上 | 8個 以上 | 8個 未満 | 11回以上又は高さ 31mを超える対象物 |
| 立上り配管の口径 | 150A | 100A | 65A | 150A |

(3) 送水口の直近の配管には、仕切弁を設けること。

4 起動装置

(1) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のアからウまでのいずれかの大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。

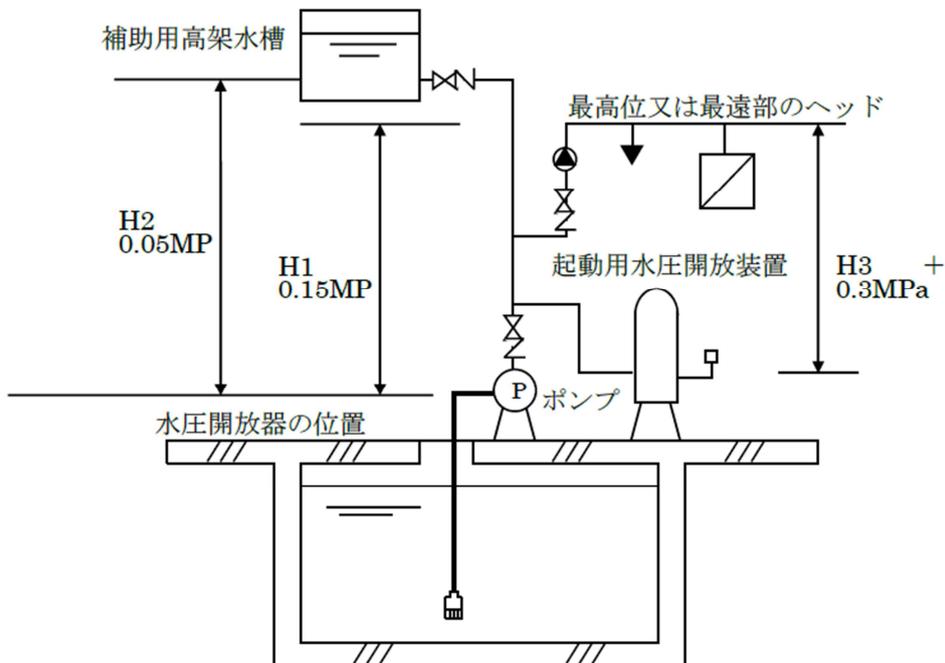
ア ポンプからの放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部（以下この項において「最高位等」という。）のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H1）のよる圧力に0.15MPaを加えた値の圧力

イ 補助高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H2）による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力

ウ 補助散水栓を設置するものは、次の各値に0.3MPaを加えた値の圧力

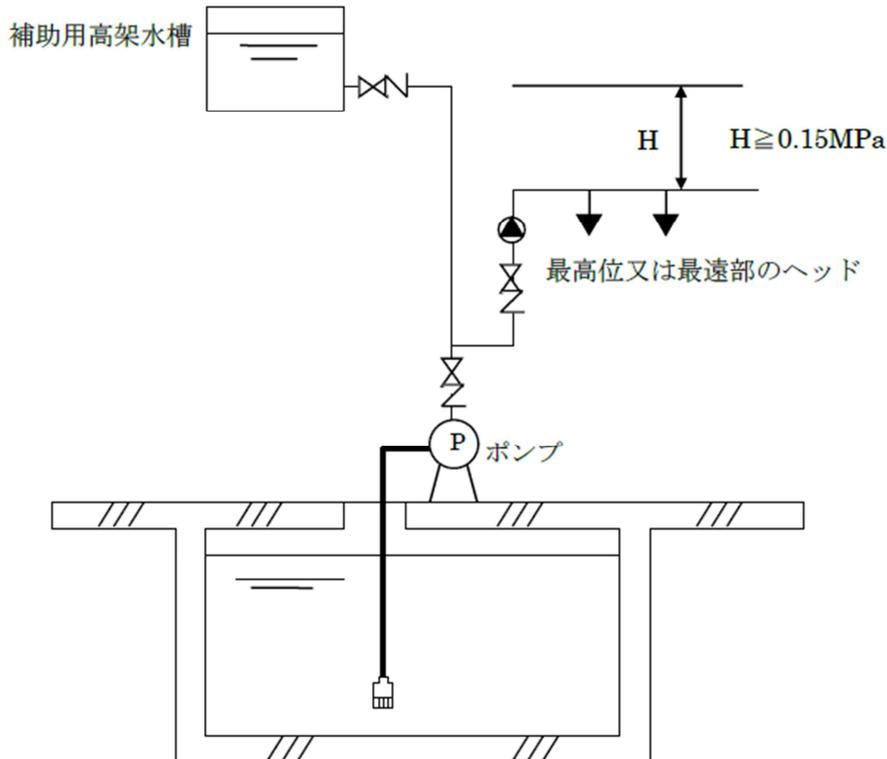
（ア）最高位等の補助散水栓の位置から起動用水圧開閉装置までの落差（H3）

（イ）補助散水栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算出された値（H0）



(2) 流水検知装置(自動警報弁に限る。)の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、補助高架水槽から最高水位等のヘッドの位置まで落差(H)による圧力を0.15MPa以上とすること。

なお、補助散水栓を設置する場合にあつては、当該起動方式としないこと。



5 送水口

(1) 機器

省令第14条第1項第6号ロに規定する送水口の結合金具は、差込式のものとすること。

(2) 設置方法

ア 送水口の設置個数は、階の警戒面積が3,000㎡を超えるごとに1個以上(3個を超えるときは3個とする。)を設置すること。

イ 送水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。

ただし、複数の送水口を接続する配管は、呼び径150A以上とすること。

ウ 設置位置は、次によること。

(ア) 送水口は、消防隊が防災センター等に容易に至ることができる位置とするなど、消防隊の活動に有効な位置とすること。

(イ) 2以上の送水口を設置するものにあつては、当該送水口をそれぞれ対角の位置等相離れた位置とすること。

ただし、送水口の位置が限定される場合にあつては、この限りではない。

(ウ) 送水口の周囲には、消防隊が消防用ホースの接続作業を行う際の空間が設けられていること。

6 流水検知装置及び自動警報装置

(1) 一の流水検知装置が受け持つ区域は、3,000 m²以下（工場、作業場で主要な出入り口から内部を見通すことができる場合にあっては、12,000 m²以下）とし、2以上の階にわたらないこと。

ただし、次のア及びイに適合する場合にあっては、2以上の階を受け持つことができるものであること。

ア 防火対象物の階又は塔屋で設置されるヘッドの数が 30 未満である場合

イ 前アの階が自動火災報知設備の技術上の基準に従い有効に警戒設置されている場合

(2) 流水検知装置の一次側直近に、制御弁を設けること。

(3) 流水検知装置は、次に掲げる場所に設けること。

ア 点検等に際し、人が容易に出入りできる場所であること。

イ 火災等の災害による被害を受けるおそれがない場所であること。

(4) 省令第 14 条第 1 項第 4 号ニに定める受信部には、ヘッドが開放した階又は放水区域を表示する機能を備えた自動火災報知設備の受信機も含まれるものであること。

7 試験装置

(1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。

(2) 末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すとともに、十分に排水できる措置を講ずること。

(3) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径以上の管径のものとし、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。

(4) 省令第 14 条第 1 項第 1 号ニに定める「作動を試験するための装置」は、弁及び排水管を用いたもの等によること。

(5) 同一階の配管系に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りること。

8 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

(1) 省令第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分については、次により運用すること。

ア 第 1 号の「その他これらに類する場所」とは、掃除用具洗い場及び汚物処理室等が該当するものであること。

イ 第 2 号の「その他これらに類する室」とは、電話交換機室、電子計算機室に附帯するデータ保管室並びに関係資料室、放送室及び中央管理室等が該当するものであること。

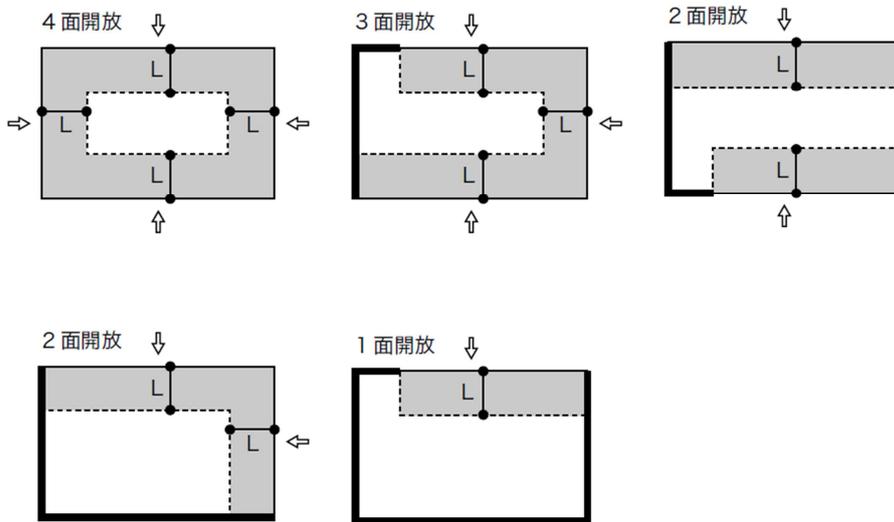
ウ 第 3 号の「その他これらに類する室」とは、ポンプ室、空調機械室、冷凍機室、ボイラー室及びアラーム弁専用室等が該当するものであること。

エ 第 4 号の「その他これらに類する電気設備」とは、蓄電池、充電装置、配電盤、リアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、計器用変成器等が該当するものであること。

オ 第5号の「その他これらに類する部分」とは、ダクトスペース、メールシュート、ダストシュート、EPS 及びダムウェーダーの昇降路等が該当するものであること。

カ 第6号の「その他外部の気流が流通する場所」とは、外気に面するそれぞれの部分からおおむね5m未満の箇所をいうものであること。

ただし、はり又は垂れ壁等の形態から判断して、火災の発生を有効に感知することのできる部分を除くものとする。



(L: 外気に面する5m未満の場所 () の部分) の例

キ 第7号の「その他これらに類する室」とは、次に掲げるものである。

- (ア) 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、洗浄消毒室(蒸気を熱源とするものに限る。)、陣痛室、木浴室及び汚物室
- (イ) 無響室、心電図室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波探査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室
- (ウ) 人工血液透析室に付随する診療室、検査室及び準備室
- (エ) 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室(白血病、肝臓移植、火傷等治療室)、授乳室、調乳室、新生児室、未熟児室、隔離室及び観察室(未熟児の観察に限る。)
- (オ) 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室(蒸気を熱源とするものに限る。)
- (カ) 医療機器を備えた診療室及び理学療法室
- (キ) 手術関連のモニター室、ギプス室及び手術ホール的な廊下
- (ク) 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等の検査室
- (ケ) 霊安室

ク 第8号の「レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は破棄する室」とは、次に掲げるものである。

- (ア) 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵庫
- (イ) 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

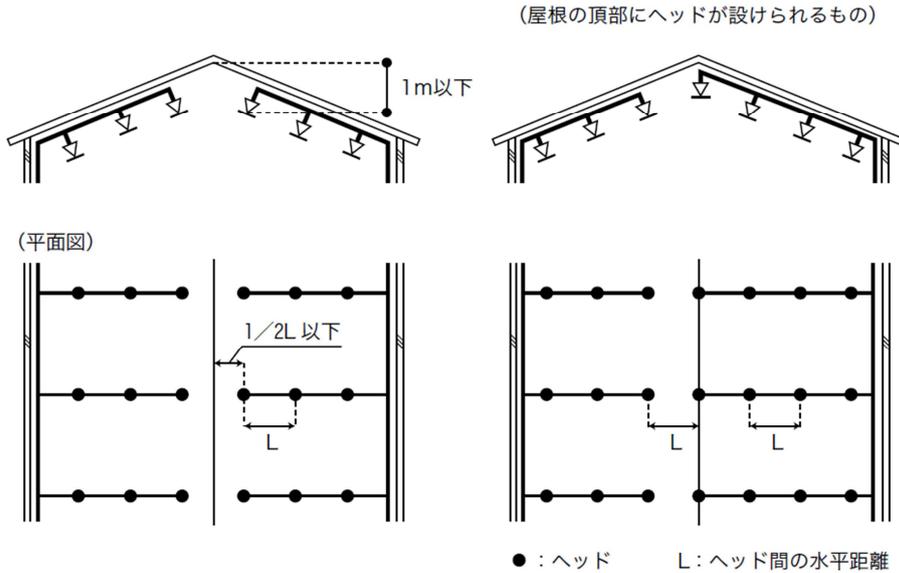
昭和49年12月2日
消防予第133号
消防予第129号
昭和62年10月26日
消防予第187号

(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの配置

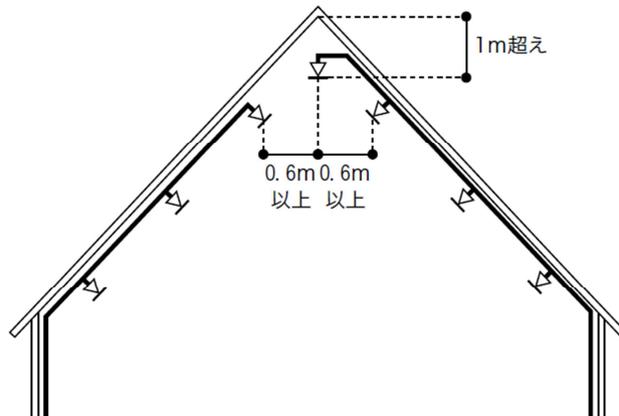
ア 傾斜天井の配置の間隔は、次によること。

(ア) スプリンクラーヘッドを取付ける面の傾斜が $3/10$ (17度)を超えるものは、屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の $1/2$ 以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が 1m 以下となるように設けること。

ただし、この場合、当該頂部にヘッドが設けられるものにあつては、この限りではない。

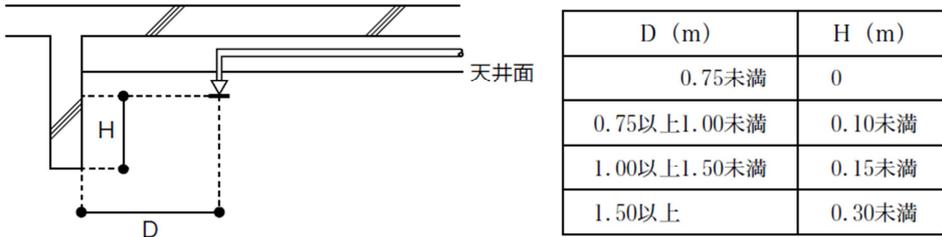


(イ) スプリンクラーヘッドを取付ける面の傾斜が 45 度を超えるもので、屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合にあつては、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平距離を 0.6m 以上取ることにより、当該屋根又は天井の頂部から垂直距離が 1m を超えて設けることができる。



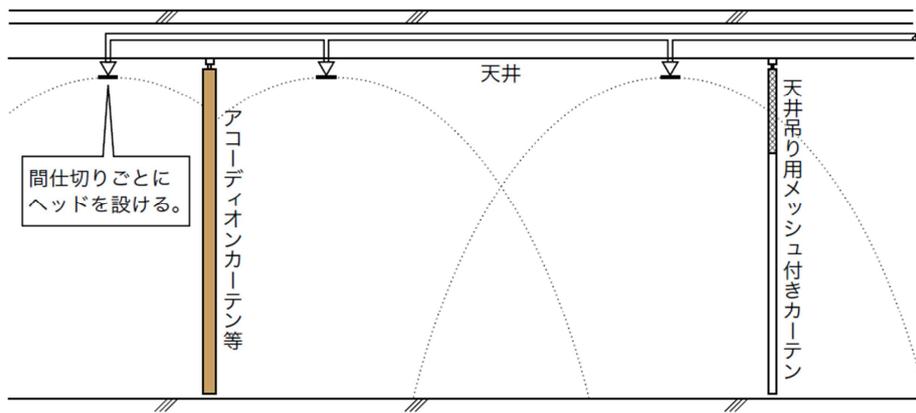
イ はり、垂れ壁等がある場合のヘッドの設置は、下図及び下表の例によること。

ただし、同図 H 及び D の値については、ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドより有効に警戒される場合にあつては、この限りではない。



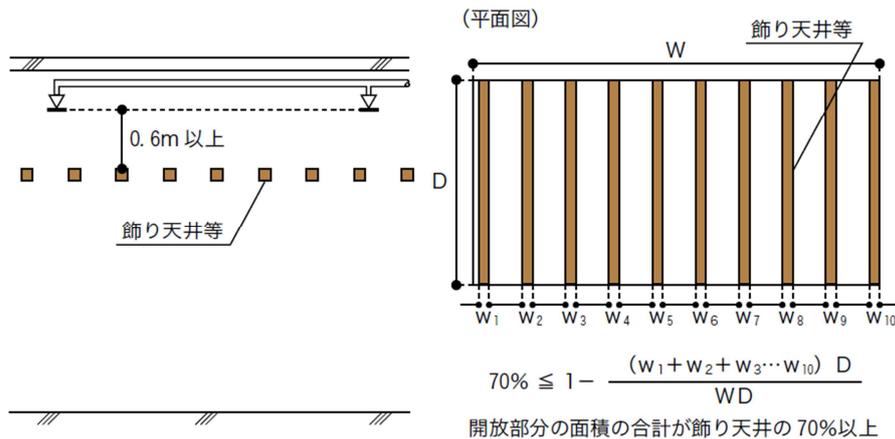
ウ 間仕切り用のアコーディオンカーテン等が設けられている場合には、間仕切りごとにヘッドを設けること。

ただし、病院、福祉施設等のヘッド周りの天井吊り用メッシュ付きカーテンで、有効に散水できるものにあつては、この限りではない。



エ ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井が設けられている場合にあつては、飾り天井の下方にもヘッドを設けること。

ただし、格子材等の厚さ、幅及び取付け状態が、著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつ、ヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合にあつては、下方にヘッドを設けないことができる。



オ 政令第12条第2項第3号に規定する開口部に設けるスプリンクラーヘッドは、当該ヘッドの軸心から離隔距離が壁面に対して、0.1m以上0.45m以下となるように設けること。

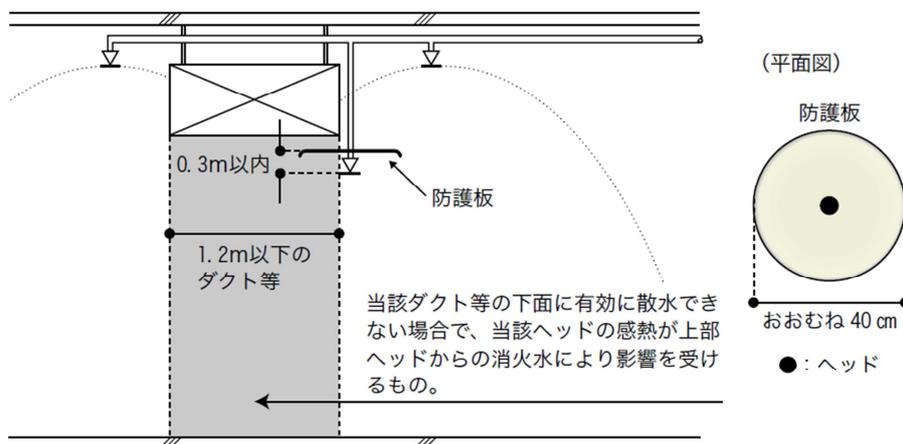
カ ラック式倉庫に設けるスプリンクラー設備にあつては、119号通知及び「ラック式倉庫のスプリンクラー設備の解説書の送付について」(平成11年4月7日付消防予第61号)により設置指導すること。

キ ラック式倉庫以外の防火対象物で、防護板を設置する場合は、次によること。

(ア) 防護板の構造は、金属製のものとし、その大きさは1,200 cm²以上のものとする
こと。

(イ) 防護板の下面より、デフレクターまでの距離は0.3m以内とすること。

(ウ) 上部のヘッドからの消火水により、感熱に影響を受けない箇所に設置すること。



ク 小区画ヘッド相互の設置間隔は、3m以下とならないように設置すること。

ただし、3mを超えて設置できない場合にあつては、次のいずれかによることができる。

(ア) 個々の小区画型ヘッドの放水圧力、散水パターン等を確認のうえ、隣接する小区画型ヘッドが濡れない距離とすること。

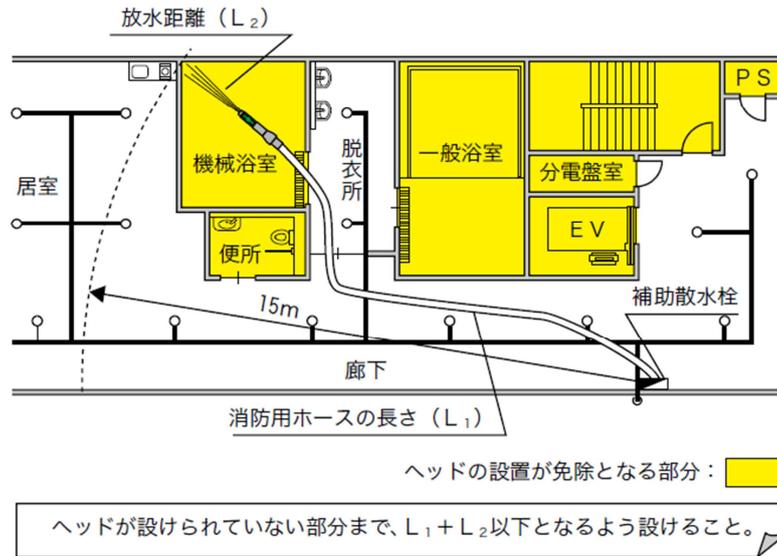
(イ) 相互の小区画型ヘッド間に遮水のための垂れ壁、専用板等を設けるなど、隣接する小区画型ヘッドが濡れないための措置を講じること。

(4) 補助散水栓

ア 補助散水栓については、屋内消火栓設備の基準9(2)2号消火栓を準用すること。

イ 省令第13条の6第4項第6号ロに規定する「各部分に有効に放水することができる」とは、ヘッドが設けられていない部分が間仕切壁等により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるように設けることをいうものであること。

この場合の放水距離は、おおむね10mとすること。



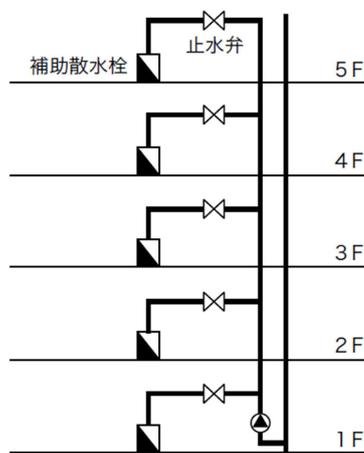
イ 補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置又は圧力検知装置の2次側から分岐設置すること。

ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、5階層以下を1の流水検知装置から分岐すること。

(ア) 地上と地下部分を別系統とすること。

(イ) 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

(ウ) 補助散水栓の1次側には各階ごとに止水弁を設置すること。



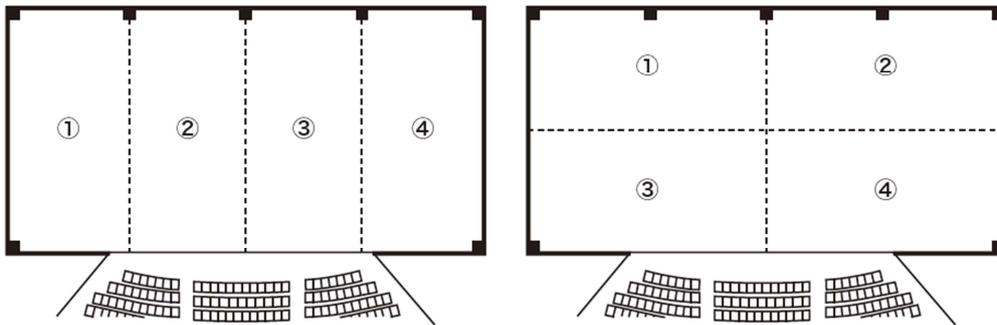
9 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

前1から8までによるほか、次によること。

(1) 放水区域

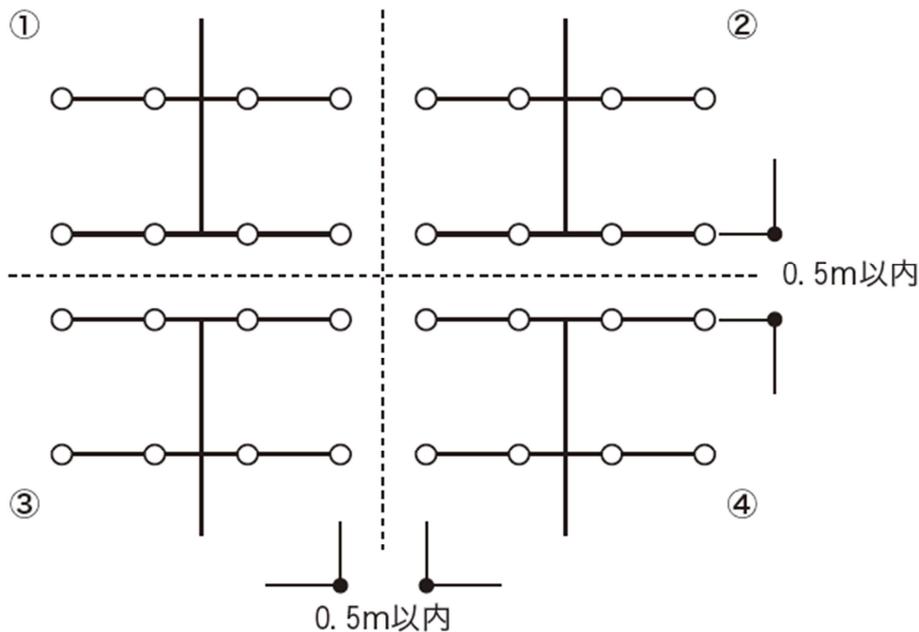
ア 2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の面積は100㎡以上とすること。

イ 放水区域を分割する場合は、下図の例に示すよう、可能な限り単純な形状に設定すること。



ウ 放水区域の数は、一の舞台部につき、4以下とするよう定められているが、ポンプの吐出量が5,000L/min以上となる場合にあっては、5分割以上とすることができるものであること。

エ 省令第14条第1項第2号に規定する「隣接する放水区域が相互に重複する」とは、下図の例に示すよう、隣接する開放型ヘッド相互間の距離を0.5m以内とすることをいう。



(2) 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁(30秒以内に全開できるものに限る。)は、一の放水区域につき、2以上を異なる場所に設けること。

(3) ヘッドの配置

開放型スプリンクラーヘッドは、舞台部及び脇舞台の天井（ぶどう棚が設けられている場合にあつては、当該ぶどう棚の下面。）に設けることとし、ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型スプリンクラーヘッド（標準型ヘッドに限る。）を設置すること。

10 乾式・予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備

(1) 設置場所

- ア 常時配管内を湿式とすることにより、凍結による障害が生じる恐れがある場所
- イ 水損による被害が著しく多いと認められる場所
- ウ 機械的な衝撃等のおそれのある場所

(2) 配管

流水検知装置の二次配管は、次によること。

- ア 省令第14条第1項第10号イに規定する「亜鉛メッキ等による防食処理を施す」とは、下表に示す管及び管継手を用いる配管施工をいうものであること。

| | JIS 規格・名称 |
|-----|--|
| 管 | JIS G 3442 (水道用亜鉛メッキ鋼管) |
| | JIS G 3452 (配管用炭素鋼管のうち、白管) |
| | JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管のうち、白管) |
| 管継手 | JIS B 2210 (鉄鋼製管フランジ基準寸法のうち、呼び圧力5K、10K 又は 16K の使用圧力に適合する基準寸法のもので、溶融亜鉛メッキを施したねじ込み式に加工されたもの) |
| | JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手のうち、メッキを施したもの) |

- イ 省令第14条第1項第10号ロに規定する「配管内の水を有効に排出する措置」とは、次によるものとする。

(ア) 配管の勾配を1/250以上とすること。

(イ) 排水用の弁を設けること。

- ウ 配管内の内容積は、最遠の位置に取付けられるヘッドが作動してから1分以内に当該ヘッドより放水できる容積とすること。この場合、ヘッド開放後30秒以内に流水検知装置の弁本体が開くときの容積を下図に示すので、これを参考とすること。

| 内径 (mm) | 二次配管側の内容積 (L) |
|---------|---------------|
| 50 | 70 |
| 65 | 200 |
| 80 | 400 |
| 100 | 750 |
| 125 | 1,200 |
| 150 | 2,800 |
| 200 | 2,800 |

(3) 空気加圧用の加圧装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（予作動式流水検知装置の二次側の圧力の設定を必要とするもの。）の空気加圧装置は、次によること。

ア 乾式又は予作動式流水検知装置の二次側の空気を加圧するための加圧装置は、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。

イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置二次側配管の圧力設定値まで加圧するために要する時間が 30 分以内のものであること。

ウ 加圧装置の配管は、省令第 12 条第 1 項第 6 号に規定する材料を用いるほか、亜鉛メッキ等の防食措置を施すこと。

エ コンプレッサーの常用電源回路は、専用回路とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものにあつては、非常電源を設けないことができる。

(4) 感知部

予作動式流水検知装置を作動させるための感知部は、次によること。

ア 感知部は、専用の感知器とすること。

ただし、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさない場合で、かつ、放水区域と自動火災報知設備の警戒区域の範囲を同一とした場合にあつては、自動火災報知設備の火災信号により予作動式流水検知装置の作動させることができるものであること。

イ 感知部の感知用ヘッド又は定温式スポット型感知器を使用するものは、当該感知部の警戒区域に設けられているスプリンクラーヘッドの表示温度よりも低い表示温度又は公称作動温度のものとする。

ウ 感知部と予作動弁とは常時連動状態とし、前アの自動火災報知設備の火災信号を受信機からの移報信号により送出する場合には、移報信号を容易に停止しない措置を講ずること。

エ 防災センター等から遠隔で連動を制御できるボタン等を設ける場合には、容易に連動を解除できない措置を講ずること。

オ 前エの遠隔の連動ボタンには、予作動弁連動装置である旨の表示をすること。

(5) 減圧警報装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（予作動式流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とするもの。）の省令第 14 条第 1 項第 4 の 5 号の「圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置」とは、常時人がいる場所に警報及び表示ができるものであること。

(6) 補助散水栓

乾式又は予作動式流水検知装置を設置してあるスプリンクラー設備に補助散水栓を設置する場合は、前 8 (4) によるほか、次によること。

ア 補助散水栓の配管は、乾式又は予作動式の流水検知装置の 2 次側から分岐しないこと。

イ 補助散水栓の配管は、補助散水栓専用の流水検知装置の 2 次側配管から分岐すること。

(7) 配線等

予作動式の制御盤等（受信機を含む）から電磁弁までの配線は、耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤及び電磁弁には非常電源を設置するものとし、全ての

電源が遮断された場合には予作動弁が開放する方法とすること。

11 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成21年3月31日付消防予第131号)によること。

(1) 加圧送水装置

ア 加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準2(1)、(2)アによること。

イ 加圧送水装置告示第6号第10号の規定する補助水槽は、次によること。

(ア) 屋内消火栓設備の基準1(5)を準用すること。

(イ) 補助水槽の水量と配水管から補給される水量を合わせた水量が、省令第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量並びに同条第2項第2号及び第4号に規定する放水量を得られるように確保すること。この場合、補助水槽の水量は、省令第13条の6第1項第2号及び第4号で規定されている水量の半分以上であること。

(ウ) 減水してから水が補充されることをもって、20分間は安定的にスプリンクラーヘッドへ水が供給されること。

(2) 配管、管継手及びバルブ類

省令第14条第1項第10号の規定によるほか、次によること。

ア 配管、管継手及びバルブ類については、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類にの基準」(平成20年12月26日消防庁告示第27号)に適合するものを使用すること。

イ 同告示第4号の規定により、火災時に熱を受けるおそれのある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法第16条の規定によることができるが、水道法の適用範囲外となる特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、適用できないこと。

ウ 同告示第4号中「火災時に熱を受けるおそれのある部分に設けられるもの」とは、水道法第16条の規定に適合するものは、気密性、強度、耐食性及び対候性については確保されているが、耐熱性については確保されていないため規定されたものであり、当該部分に該当しないものとしては、次のものが考えられること。

(ア) 壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限る。)の裏面に設けられるもの

(イ) ロックウール保温材(JIS A 9504)又はケイ酸カルシウム保温材(JIS A 9510)で厚さ50mm以上、若しくは同等以上の性能を有する不燃材料により被覆等がなされているもの

エ 配管を埋設する場合にあつては、屋内消火栓設備の基準4(13)を準用すること。

オ 直結直圧式のもの、水道メーターの二次側又はヘッドの取付け配管が分岐した部分に逆止弁を設けること。

カ 直結直圧式のもの、設計水圧を原則として排水支管等の最小動水圧又は実測によって得られた動水圧の数値から1割減じた値とし設計すること。

キ 水圧及び水量計算にあつては、他の給水用具(水栓等)を閉栓した状態で計算しても差し支えないものとする。

平成21年3月31日
消防予第131号

(3) ヘッドの設置

省令第 13 条の5第 1 項及び第 2 項並びに前 8 (1) の規定によるほか、次によること。

ア いす、ソファ、テーブル等が設置された娯楽、談話スペースの通行の用に供しない部分は、省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 の「廊下」には該当しないものとし、ヘッドを設置すること。

イ 省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 に規定する「脱衣室」に洗濯機又は衣類乾燥機が設置されている場合には、ヘッドを設置すること。

12 表示及び警報

(1) 制御弁である旨の表示については、「消防用設備等の標識類の様式について」(昭和 44 年 10 月 20 日付消防予第 238 号。以下「238 号通知」という。)によるほか、次によること。

ア 表示の大きさ等は次によること。



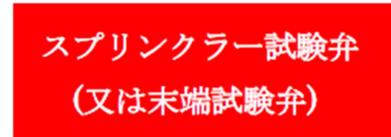
大きさ ; 30cm×10cm 以上
文 字 ; 3cm 以上
色 ; 生地 赤色、文字 白色

イ 一の階に放水区域が 2 以上ある場合は、制御弁の受け持つ区域図を表示すること。

ウ 配管室、専用室等内に制御弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にも制御弁である旨の表示を行うこと。

(2) 末端試験弁である旨の表示については、次によること。

ア 表示の大きさ等は次によること。



大きさ ; 30cm×10cm 以上
文 字 ; 3cm 以上
色 ; 生地 赤色、文字 白色

イ 配管室、専用室内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にも末端試験弁である旨の表示を行うこと。

(3) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の手動起動装置部分には、次により表示を設けること。

ア 起動装置である旨の表示及び操作方法を簡潔に記載した表示を設けること。

イ 2 以上の放水区域を設けるときは、各手動起動装置の受け持つ放水区域図を表示すること。この場合、当該手動起動装置についても、放水区域図の受け持ち区域と同一の色分けを施す等明示すること。

(4) 送水口に設ける標識については、238 号通知によること。

(5) 警報について、防災センター等に表示及び警報するものは、屋内消火栓設備の基準 10 を準用すること。

13 貯水槽の耐震措置

屋内消火栓設備の基準6を準用すること。

14 電源、配線等

屋内消火栓設備の基準7を準用すること。

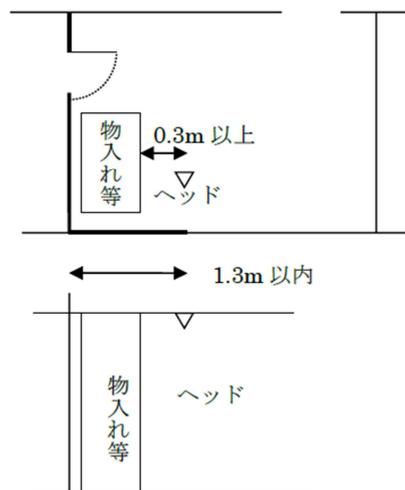
15 非常電源

非常電源の基準によること。

16 その他

スプリンクラーヘッドについて、作り付けの物入れ等で次のすべてに適合するものは、内部にヘッドを設けないことができる。

- (1) 各区画の面積は1㎡未満であること。
- (2) 背面に壁がある場合は、不燃材料以上のものであること。
- (3) 前面には、物入れ等の背面から1.3m以内にヘッドが設けられていること。



17 開口部に設けるドレンチャー設備の技術的基準

省令第15条に規定するドレンチャー設備は、省令第14条第1項第1号から第4号まで、第4号の3及び第5号の規定を準用するほか、次によること。

(1) ヘッドの位置

ドレンチャーヘッドは、開口部の上枠の突出物及び障害物を考慮し、開口部前面に水幕が十分覆うように配置すること。

(2) 配管

省令第12条第1項第6号並びに屋内消火栓設備の基準4を準用するほか、次によること。

ア 配管の口径は、ヘッドの口径及びヘッドの個数に応じ、下表による口径以上とすること。この場合、配水管上のヘッドの取付け間隔が3.6mを超えるものは、最低許容口径より1ランク上の口径以上とすること。

| 管の呼び径 | | 25 | 32 | 40 | 50 | 65 | 80 | 90 |
|-----------|----------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 取付け許容ヘッド数 | ヘッド 口径9.5mm | 2 | 4 | 6 | 10 | 20 | 36 | 55 |
| | ヘッド 口径8.0mm | 3 | 6 | | | | | |
| | ヘッド 口径6.5mm | 5 | 6 | | | | | |

| 管の呼び径 | | 100 | 125 | 150 |
|-----------|----------------|-----|-----|---------|
| 取付け許容ヘッド数 | ヘッド 口径9.5mm | 72 | 100 | 100を超える |
| | ヘッド 口径8.0mm | | | |
| | ヘッド 口径6.5mm | | | |

イ 配管方法は、中央給水方式とし、片側の配管上のヘッド数は6個以下とすること。

(3) 放水区域

2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の長さは、25mとすることとし、可能な限り設置建築物の一の側面は同一放水区域をすること。



(4) 同時放水個数

同時放水個数は、ドレンチャーヘッドを設置する建築物の側面のうち、設置ヘッド数の合計が最大となる面に存するヘッド数の合計とすること。

ただし、地階を除く階数が3以上である建築物にあっては、連続する2の階の建築物の当該側面に設けるヘッド数の合計のうち、最大のものとすることができる。

(5) 水源

屋内消火栓設備の基準1を準用すること。

(6) 加圧送水装置

屋内消火栓設備の基準2((2)イ及び(3)を除く。)を準用すること。

(7) 起動装置

自動式及び手動式によることとし、自動式にあつては省令第14条第1項第8号イ(イ)、手動式にあつては同号口の規定を準用すること。

(8) 自動警報装置

前6((1)を除く。)を準用すること。

(9) 試験装置

一斉開放弁には、前7(4)の例により作動試験装置を設けること。

(10) 表示

前12((2)を除く。)を準用すること。この場合、「スプリンクラー」を「ドレンチャー」を読み替えるものとする。

(11) 貯水槽等の耐震措置

前13を準用すること。

(12) 電源、配線等

前14を準用すること。

(13) 非常電源

非常電源の基準によること。